

議 案 第 17 号

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに定める。

平成30年8月31日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

生活保護法の改正に準じ、本市独自のマイナンバー利用事務に、生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金に関する事務を加える等するため。

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年松戸市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1の31の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第2の32の項中「若しくは就労自立給付金の支給」及び「及び就労自立給付金の支給」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。